

# 外国人の皆さんにも住民票が作成されます

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の皆さんも、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加わることが決まりました。来年7月ごろに施行する予定です。

**住民基本台帳とは**…氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したものです。住民の皆さんにさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。

## 外国人住民の皆さんにも住民票が作成されます

日本人と同様に、外国人住民についても住民票が作成され、日本人と外国人とで構成される世帯も世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

**対象** 適法に3カ月を超えて在留する外国人(観光などの短期滞在者などを除く)

**記載内容** 氏名、生年月日、性別、住所、国籍、在留資格、在留期間など

## 利便性が向上します

外国人住民の利便性向上を目的とした入管法(出入国管理及び難民認定法)の改正が同時に実施されます。

このことにより、在留期間の更新などの手続きを入国管理局で行えば、居住地の市町村に届け出る必要がなくなります。また、在留期間の上限の延長や再入国許可制度が緩和されます。

## スムーズな移行のために正しい外国人登録の届け出を

現在、本市にお住まいの外国人の皆さんについては、外国人登録証明書の内容に基づいて仮住民票を作成し、来年5月ごろに本人へ確認通知を行う予定です。それを基に、施行日に住民票に移行します。

外国人登録証明書の記載内容に変更がある場合は、速やかに届け出をしてください。

## 法改正について詳しくは

総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

HP

法務省入国管理局ホームページ

HP

多言語によるお知らせは、津市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 市民課 ☎ 229-3147 📠 221-1173

## 作ろう！活用しよう！ みんなが持てる身分証明書 「住民基本台帳カード」

「写真付き住民基本台帳カード」は、公的な身分証明書としても使える便利なカードです。運転免許証などの公的な身分証明書を持っていない人にお勧めします。

申請方法は下記のとおりです。なお、本人確認のため、交付まで日数を要します。

**受付場所** 市民課または各総合支所市民福祉課(市民課)

**受付時間** 月～金曜日9時～17時(祝・休日を除く)

## 持ち物

- ・顔写真(縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景、6カ月以内に撮影)
- ・印鑑
- ・委任状(代理人による申請の場合)
- ・本人確認書類

申請を受け付けた後に、本人確認のための照会書を住民登録地に郵送します。後日、その照会書に対する回答書と併せて、2点以上の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)を持参してください。

**手数料** 500円

**有効期限** 発行日から10年間



住民基本台帳カード見本

問い合わせ 市民課 ☎ 229-3144 📠 221-1173